



木崎安和教授 近影

献呈のことば

平成二六年三月三十一日をもって、木崎安和教授は熊本大学法学部を定年退職されることになりました。先生は、長年にわたり法学部における教育・研究及び管理運営など本学部の充実発展にご尽力なされ、そのご功績は計り知れないものがあります。そこで、本学部は、長年にわたる先生のご貢献に対する感謝の気持ちを多少なりとも表すために、ここに退職記念号を刊行し、惜別の念をこめて献呈することにいたします。

木崎安和教授は、昭和四六年三月金沢大学法文学部を卒業後、同四七年四月明治大学大学院法学研究科修士課程に進学され、同五一年三月に同課程を修了された後、同五二年四月同大学院法学研究科博士後期課程に進学され、同五六年一月に同課程を中途退学された後、同年二月に熊本大学法学部講師に採用され、同五八年七月に助教、平成五年四月に教授に昇任しておられ、このたび定年によるご退職を迎えられるまで、実に三三年余の長きにわたって本学部のためにご貢献してこられました。この間、木崎教授は、民法担当教授として法学部、大学院法学研究科、大学院法曹養成研究科及び社会文化科学研究科で多くの学生及び大学院生の教育・研究指導にあたってこられました。研究の面では、共編著書『借地・借家制度の研究』（日本住宅総合センター、一九八九年）、『マンシヨンの裁判例』（有斐閣、一九九九年）、論文「一九世紀プロイセンにおける農地賃貸借法（一）（二・完）」（熊本法学三五号、三七号）、「借地契約の消滅と借地上建物賃借人の地位（一）（二）（三・完）」（熊本法学四七号、四八号、五〇号）、「借地の期間満了と借地上建物賃借人の保護——裁判例の検討から——」『熊本大学法学部創立十周年記念法学と政治学の諸相』（成文堂、一九九〇年、所収）、「居住用建物賃貸借契約における更新料支払特約と法定更新

——最判平成二三年七月一五日は何を判示したのか——」（熊本ロージャーナル七号）などをはじめとした著書・論文のほか、翻訳や調査報告書など多くの研究業績を上げてこられました。学会においては日本法社会学会、日本農業法学会（理事・一九九八年一月～二〇〇七年）、日本私法学会及び九州法学会等の会員として活動してこられました。また、大学の管理運営の面では、各種委員会委員のほか、教務委員長、入試委員長などを歴任してこられました。

このように、木崎安和教授は、長年にわたって法学部の教育、研究のみならず大学運営においても大きな業績を残してこられました。種々の課題に対応しなければならぬこの時期に、先生をお送りしなければならぬことは本学部にとつてかけがえのない損失ではありますが、先生におかれましては今後とも法学部を温かく見守っていただきますとともに健康に留意して過ごされることをお祈りし、これまでのご功績に対して法学部を代表して心からお御礼申し上げます。

平成二六年二月

熊本大学法学部長 山崎 広道